

目黒区立特別養護老人ホーム東が丘

介護福祉施設重要事項説明書

<平成 27 年 4 月 1 日現在>

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-5481-5639 (午前8時30分～午後5時15分)

担 当 生活相談員

2階	中村 秀之	3階	佐野 貴子
----	-------	----	-------

* ご不明な点は、上記生活相談員にお尋ねください。

2 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘の概要

(1) 提供するサービスの種類

名 称	目黒区立特別養護老人ホーム東が丘
所在地	東京都目黒区東が丘1丁目6番4号
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (東京都1371000280号)

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1	0	施設全体の運営管理	1
医師	0	5	健康管理・療養上の指導	5
生活相談員	2	0	生活相談・連絡調整	2
介護職員	36	9	日常生活介護全般	45
看護職員	4	1	健康管理・療養上の援助等	5
栄養士	1	0	栄養管理	1
機能訓練指導員	1 (1)	0	機能訓練	1 (1)
介護支援専門員	(2)	0	施設サービス計画作成等	兼務
事務/福祉	2	1	庶務、会計他/施設管理	3
用務	0	1	用務	1
運転手・添乗員	0	7	送迎・添乗	7

* () 内は、兼務数

* 介護職員については、上の表の外に臨時職員がいますが、勤務日数等に変動があるため、掲載していません。

(3) 設備の概要

利用定員	110人 (内ショートステイ10人)			
居室	4人部屋	18室 (36.83 m ²)	静養室	1室2床
	2人部屋	13室 (21.59 m ²)	医務室	1室
	個室	12室 (12 m ²)	機能訓練室	1室
食堂	2箇所		談話室	2箇所

浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
----	-----------------

3 サービスの内容

(1) 施設サービス計画の立案・変更

- ① 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容および提供するサービスの留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ② 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- ③ 施設サービス計画の作成および変更に際しては、その内容を利用者およびその家族に説明し、文書により同意を得たうえで、当該施設サービス計画書を利用者に交付します。
- ④ 施設の介護支援専門員（生活相談員が兼務）が責任を持って、施設サービス計画を作成します。

(2) 相談窓口

当施設では各利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適確な把握に努め、利用者および家族に対し介護に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要な場合は援助を行います。相談においては秘密保持、個人情報保護を徹底しますので遠慮なく生活相談員に相談ください。

(3) 介護

施設サービス計画に沿って入浴、排泄、食事、移動等必要な介助を行います。自立支援、残存能力の維持の観点から、できることは可能な限り自分で行っていただきます。

- ① 寝たきり防止のため、日中はできるだけ起きて体を動かして活動し、規則正しい生活リズムを整えます。
- ② 床ずれをつくらないために体位変換を必要に応じて行います。
- ④ 着替えや身だしなみの援助を行います。
- ⑤ 通常の洗濯は施設で行います。業者によるクリーニング等のご家族の方にお願ひします。
- ⑥ シーツ交換は原則として週1回行います。また、必要な場合はその都度交換します。

(4) 食事などの提供

食事は1日3食、週に3回おやつを提供し、食事以外の時でもお茶等を提供します。食事は生活のリズムに配慮し概ね下記の時間を食事時間とします。食事は、各利用者の希望、身体状態に応じて、適時・適温・適所で提供します。

朝食	午前7時45分～8時45分
昼食	正午～午後1時
夕食	午後6時～7時

(5) 栄養ケアマネジメント

管理栄養士が中心となり、下記のとおり利用者ごとの栄養ケア計画を立案し、栄養管理を行います。

- ① 管理栄養士が医師をはじめ、他の専門職と共同して利用者ごとに栄養状態を把握し、摂食・嚥下機能に合わせた食形態の提供等を盛り込んだ栄養ケア計画を、利用者およびその家族に説明のうえ、同意を得て立案します。
- ② 栄養ケア計画に従って栄養管理を行い、栄養状態の指標となる利用者の体重や摂取量を計測し、定期的に栄養状態を記録します。また、栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。
- ③ 経管栄養対応の必要な利用者については、医師の指示に基づく栄養管理を行い、嚥下機能の状況に応じて、経口摂取へ移行する取り組みを行います。
- ④ 医師の発行する食事箋に基づき、必要な利用者には療養食の提供を行います。

(6) 入浴の介護

入浴は、プライバシーに十分配慮し、利用者の障害や健康状態に応じて週2回以上、機械浴、リフト浴、一般浴により行います。入浴できない方には清拭（せいしき）を行います。

(7) 排泄の介護

排泄介助（声かけを含む）はプライバシーに十分配慮し、自立に必要な援助を行います。また、おむつを使用せざるを得ない場合は、排尿・排便の間隔、量等を勘案し、一人ひとりに合ったおむつの形態、介助方法により適時行います。おむつは紙おむつを使用し、その費用は施設で負担します。

(8) 機能訓練

理学療法士等の機能訓練指導員が中心となって、各利用者の心身の状態等に応じて個別機能訓練計画を立案します。日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための機能訓練を他の専門職と共同して計画的に行います。また、必要に応じて利用者の自助具、装具、車椅子や生活環境等の整備も行います。

(9) 健康管理

- ① 当施設では、嘱託内科医師、嘱託精神科医師及び看護師が、日常の心身の健康管理を行い、必要に応じて健康保持のための適切な手当、援助を行います。

嘱託医名	診療科	往診日(月4回)
足立医師	内科	火曜日
船津医師	内科	水曜日
森医師	内科	木曜日
伊藤医師	内科	金曜日
重森医師	精神科	金曜日

- ・ 診察日の曜日の変更もあります。
- ・ 嘱託医師への相談には適時応じます。

・診察時間は午後 2 時間程度

- ② 年 1 回、胸部 X 線・血液検査・心電図等を含む定期健康診断を行います。
- ③ インフルエンザの予防接種を勧奨しています。費用は一部自己負担となります。
- ④ 施設内での感染症予防及び発生した場合の対策として、感染予防の指針を策定しています。また、感染予防委員会を定期開催し、情報収集、感染の拡大防止に努めます。
- ⑤ 協力医療機関として下記の病院に協力を依頼し、利用者の緊急対応の便宜を図っています。

協力病院	電話番号	住所	診療科
厚生中央病院	3713-2141	目黒区三田 1-11-7	総合内科、循環器内科、呼吸器科、 整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、 精神・神経科他
東京共済病院	3712-3151	目黒区中目黒 2-3-8	総合診療科、呼吸器科、脳神経外科、 消化器科、眼科、皮膚科 耳鼻咽喉科、整形外科他
日扇会第一病院	3718-7281	目黒区中根 2-10-20	一般内科、消化器肝臓内科、循環器内科、 呼吸器内科他
碑文谷病院	3723-1515	目黒区南 2-9-7	一般内科、整形外科、外科、脳神経外科
本田病院	3718-9731	目黒区柿の木坂 1-30-5	一般内科、皮膚科、整形外科
三宿病院	3711-5771	目黒区上目黒 5-33-12	一般内科、呼吸器科、循環器内科、 神経内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、 腫瘍内科他
目黒病院	3711-5641	目黒区中央町 2-12-6	内科、呼吸器科、消化器内科。整形外科、 脳神経外科他

(10) 理美容サービス

日常生活を送るうえで、理美容も大切な生活の要素なので便宜を図ります。なお、理美容代は全額実費負担となります。

(11) 行政手続等の代行

税金、医療費、社会保険料、年金、介護保険料および施設サービス利用料、要介護認定手続き等の行政手続き、受領および支払いを利用者またはご家族が行うことが困難な場合は、申し出により手続きを代行します。なお、手続きにかかる経費は利用者の全額実費負担となります。

(12) 立替支払・買物代行

- ① 嘱託医による薬の処方料や薬代、理美容代、趣味活動材料等の実費費用は原則として自己負担となり、実費をお支払いいただきます。お支払いは施設で一時的に立て替え、利用料と一緒に請求します。
- ② 利用者個人が使用する日用品等は、個人での購入、準備および補充が必要です。
- ③ 日用品等の購入を行うことが困難な場合は、申し出により購入を代行し、実費を利用料などと一緒に請求します。

立替支払の主な物	個人での準備・補充が必要な主な物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医による薬の処方料・薬代 ・ 歯科診療費・通院時の診療費等 ・ 理美容代 ・ クラブ活動や趣味活動の材料費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日用品（コップ、衣類、フェイスタオルなど） ・ 消耗品（ティッシュ、歯ブラシ、歯磨粉、入歯洗浄剤、化粧品など） ・ 新聞、雑誌等の嗜好品

施設が準備、購入する主な物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行事に係わる費用 ・ 紙オムツ、パット等(入院中は個人購入です) ・ 入浴時に使用するフェイスタオル、バスタオル、石鹸、シャンプー等 ・ 食事用エプロン ・共有部分のティッシュ、トイレトペーパー等 ・ 医療用衛生材料（吸引用チューブ、ガーゼ、保護剤、精製水など医療保険では購入できないもの）

(13) 預貯金等の保管及び管理

- ① 預貯金等の保管を行うことが困難な場合は、申し出により必要な範囲において預かります。利用者が退所された場合は、あらかじめ指定された方に引き渡します。指定のない場合は、法令の定めるところにより対処します。
- ② 預貯金等を預かる場合は、「預貯金等管理契約書」により管理契約を締結します。なお、管理経費は無料です。

(14) レクリエーション等

一人ひとりの残る能力の活用を図り、興味や関心を引き出すために集団レクリエーション活動やクラブ活動を行います。

<年間のおもなレクリエーション行事と行事食>

月	行 事	行 事 食
4	創立記念日	
5	菖蒲湯、端午の節句	端午の節句弁当
6	保育園交流会、ミニ家族懇談会	
7	七夕交流会、お盆行事、花火大会	七夕メニュー
8	夏祭り、ミニ家族懇談会（講習会）	夏祭り
9	敬老交流会、敬老会・敬老作品展	敬老祝い膳
10	スイートポテトを作り 家族懇談会、保育園交流会	
11	各階運動会	

12	望年会、ミニ家族懇談会、柚子湯 ケーキバイキング、大晦日	望年会、冬至（かぼち ゃ）、年越しそば
1	正月、七草、新年会	おせち料理、七草粥
2	節分（豆まき）、おはぎ作り	福内膳
3	桃の節句（雛人形飾り）、家族懇談会	桃の節句膳

<定期的に行っている行事など>

実施日	実施行事
毎月 第2日曜日	ホーム喫茶「花水木」
毎月	「コーヒーを楽しむ会」
隔月	演奏等鑑賞会
年5回	幼稚園児訪問

<クラブ活動>

クラブ活動	開催頻度
書道	毎月2回
陶芸	毎月1回
コーラス	毎月1回
パック手芸	毎月1回
ハーモニカ	毎月1回

4 利用料

利用料は基本利用料、加算利用料、食費、居住費の合計額で、各々別表の利用料金表とおりとなります。但し、介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて自己負担金も変更となります。

(1) 利用料の支払

毎月、前月分の利用料金および食費、居住費自己負担金、施設立替金等を一緒に請求しますので、次の支払方法に応じた期限までに当月の料金をお支払いください。ただし、支払方法によって特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

<支払方法>

	支払方法	支払い期限等	手数料(利用者負担)
1	口座引落 (自動引落)	登録された銀行口座より指定日(毎月26日、銀行休業日の場合は翌営業日)に利用料金等が自動的に引き落とされる	89円 +消費税
2	コンビニエンスストア支払	請求書に同封のコンビニエンスストア払込票により、月末までにコンビニエンスストアにて支払う	109円 +消費税
3	銀行振込	月末までに、指定された銀行口座への振込みにより支払う	銀行の定める額
4	施設窓口にて現金支払	月末までに、土日祝祭日・年末年始を除いた平日9:00~17:00の間に、施設窓口で現金にて支払う	無料

5 退所の手続

(1) 利用者の都合で退所される場合

退所しようとする日の7日前までに申し出てください。

(2) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了します。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
*この場合は、原則として所定の期間の経過をもって退所していただきます。
- ③ 利用者が亡くなった場合または被保険者資格を喪失した場合

(3) その他

- ① 利用者がサービス利用料金の支払を遅延し、支払の催告にもかかわらず催告書の納付期限までに支払がない時、または利用者や家族が当施設や職員に対して契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った時は、退所していただく場合があります。この場合には、契約終了30日前までに文書で通知します。
- ② 利用者が病院または診療所入院し、明らかに3か月以内に退院する見込みがない場合または入院後3か月を経過しても退院できないことが明らかになった場合は、文書で通知の上で契約を終了させていただきます。
- ③ やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合は、契約を終了し、退所していただく場合があります。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知します。

6 サービスの特徴等

(1) 特別養護老人ホームの理念等

事業所が大切にしている理念・方針を次のとおり定めています。

1	サービス担当者会議を定期的を開催し、施設サービス計画に基づき有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう援助します。
2	人権を尊重し、利用者の立場に立った良質なサービスの提供に努めます。
3	地域と家庭との結びつきを重視した運営を行います。
4	安全確保に留意し事故防止に努めると共に、緊急事態にも適切な対応を図ります。
5	個人情報の保護に配慮し、利用者に対する十分な説明及び情報公開に努めます。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

面会	面会の際は、備え付けの面会カードにご記入ください。面会室等を使用する場合は、あらかじめ申し出てください。また、来苑の際は、施設内での携帯電話の使用はお控えください。
外出・外泊	外出、外泊される場合は、その都度外出・外泊先、用件、帰着予定日時等を届け出てください。
飲酒・喫煙	医師等の指示により飲酒・喫煙を管理させていただく場合があります。なお、喫煙は全館禁煙のため所定の場所、所定の時間でお願ひします。
設備、器具の利用	用意された設備・備品等については、利用期間内は自由に利用していただけますが、無断で施設の外に持ち出すことはできません。
金銭、貴重品の管理	金銭・貴重品はお預かりしますので必要な場合は申し出てください。利用者が自身で管理される場合は、備え付けの床頭台に鍵をかけるなど自己管理の徹底をお願いします。
所持品の持込み	原則として身の回り品、日常生活必需品に限らせていただきます。
受診	診療機関に通院が必要な場合は、協力病院の範囲内で必要に応じて援助します。 *自身の希望による場合は、送迎も含め家族対応にてお願いします。
活動等	施設内での宗教活動・政治活動・営利活動は行えません。
ペット	犬、猫、小鳥等の施設内への持ち込み、飼育はできません。面会時の持ち込みもご遠慮ください。
入院中のベッドの利用	傷病のため一定期間入院された場合、その間ベッドをショートステイのベッドとして利用させていただくことがありますのでご了承ください。(荷物は一時倉庫等に保管させていただきます)

7 安全管理体制

(1) 感染症等の対策

- ① 「感染症・食中毒の予防蔓延防止に関する指針」に基づいて、感染症対策会議を定期開催するとともに職員研修を実施し、感染症等に関する通知の遵守徹底に努めます。
- ② 感染症等発生時は迅速で適切な対応をはかり、蔓延防止に努めます。

(2) 介護事故等の対策

- ① 「事故防止指針」に基づいて、事故防止委員会を定期開催するとともに職員研修を実施し、事故防止の徹底を図ります。
- ② サービス提供による事故が発生した場合は、速やかに連絡を行う等必要な対策を講じるとともに、その後の改善策を検証し、職員に周知徹底します。
- ③ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 身体拘束防止の取り組み

- (1) 利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合は、必要性等を利用者および家族に説明すると共に、文書による同意を得た後、一定の条件と期間内のもとで行います。なお、緊急やむを得ない場合には、電話等により事前に了解を得ます。

9 虐待の防止

高齢者虐待の防止ならびに高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、身体的、心理的、性的、経済的、介護・世話の放棄・放任等の虐待を行いません。

10 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡します。

<緊急連絡先>

氏 名	
住 所	
電 話	
続 柄	

1 1 非常災害対策

(1) 防災時の対応

- ① 「消防計画書」および「大規模災害対策計画」に基づき、対応します。
- ② 災害時に備え、地元町会と「災害援助協定」を結んでいます。

(2) 防災設備

自動火災報知設備、スプリンクラー、消火栓、誘導灯、非常照明他を備え、非常用の保存食、水等も準備しています。

(3) 防災訓練

「消防計画」に基づき、「避難誘導訓練」「消火訓練」「夜間想定避難訓練」「総合防災訓練」など、消防署および地元町会と連携して実施しています。

(4) 防火管理者

施設長	中島 政文
-----	-------

1 2 個人情報保護の取り組みについて

- (1) 個人情報の取得にあたっては、その利用目的を明示し、利用目的を達成するために必要な限度を超えない範囲で行います。
- (2) 保有個人情報の紛失、漏えい、改ざんおよび不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置を講じて適切な管理を行います。
- (3) 保有個人情報の開示、訂正、利用停止、削除等への対応
施設は、利用者が自己の情報について、その開示、訂正、更新、利用停止、削除等の申出がある場合には速やかに対応します。
- (4) 個人情報に関する取り組みは継続的に見直し、改善・向上に努めます。

1 3 サービス内容に関する相談・苦情

サービス内容に関するご相談・苦情は、お気軽に担当職員にお申し出ください。なお、苦情につきましては、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団の「苦情対応規定」により対応させていただきます。

(1) 当施設の相談・苦情受付窓口

苦情解決責任者	施設長 中島 政文	☎ 5 4 8 1 - 5 6 3 9 月曜日から金曜日 9時～17時
施設の相談・苦情受付窓口	管理課長 徳永 照美	
苦情解決第三者委員	小山 千加代(大学教授) 鹿野 真美 (弁護士)	

(2) その他の相談窓口

目黒区高齢福祉課	健康福祉部高齢福祉課 施設事業係	☎ 5 7 2 2 - 9 8 4 3 月曜日から金曜日 9時～17時
----------	---------------------	---

目黒区介護保険課	健康福祉部介護保険課 介護保険管理係	☎ 5 7 2 2 - 9 5 7 4 月曜日から金曜日 9時～17時
目黒区保健福祉サービスに関する苦情相談	目黒区社会福祉協議会 権利擁護センター「めぐろ」	☎ 5 7 6 8 - 3 9 6 3 月曜日から金曜日 9時～17時
東京都国民健康保険団体連合会(国保連)	介護福祉部介護相談指導課 介護相談窓口	☎ 6 2 3 8 - 0 1 7 7 月曜日から金曜日 9時～17時

1 4 目黒区社会福祉事業団の経営理念等

(1) 経営理念

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団は、その存在意義、使命、職員の行動規範となる原理・原則として「経営理念」を次のとおり定めています。

目黒区社会福祉事業団は、**個人の尊厳を大切に**し、利用者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、地域で最も**信頼され、喜ばれるサービスの提供**を、**効率的で柔軟かつ健全な経営**をもって行うことにより、目黒区における地域福祉の向上に寄与します。

(2) 経営方針

「経営理念」を実現するための事業団職員の行動指針として、「経営方針」を次のとおり定めます。

経営理念	経営方針
個人の尊厳を大切にします	1 人権を尊重し、プライバシーの保護に万全を期するとともに、事業運営のあらゆる場面においてノーマライゼーションの理念の徹底を図ります。
信頼され、喜ばれるサービスを提供します	2 利用者の安全確保に常に留意し、事故防止に努めるとともに、緊急事態にも適切な対応を図るよう努めます。
	3 公平なサービスを心掛けるとともに、個々の利用者の立場や諸条件を可能な限り配慮し、サービスの受け手が満足感を味わえるサービスの提供に努めます。
	4 施設の運営は、職員の真摯な事業執行と地域の人々や多くの関係者の協力により成り立っていることを踏まえ、地域に貢献し、必要とされる施設を目指します。
効率的で柔軟な経営を行い	5 各事業間及び各職種間の連携を密にし、持てる経営資源を有効に活用するよう努めます。

ます	6 利用者へのサービスを確実にかつ効果的に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、法令を遵守し、事業運営の透明性の確保に努めます。
----	---

1.5 目黒区社会福祉事業団の概要

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団は、平成元年10月に目黒区が基本財産500万円を出資して設立し、特別養護老人ホームをはじめ、高齢者在宅サービスセンター、地域包括支援センター、知的障害者施設、母子生活支援施設等、目黒区が設置した福祉施設を運営しております。

法人種別	社会福祉法人	名称	目黒区社会福祉事業団
代表者役職氏名	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団理事長 佐藤 良春		
本部所在地	東京都目黒区上目黒 2-19-15	電話	5721-9661
定款の目的に定めた事業			
第一種社会福祉事業			
特別養護老人ホームの経営	目黒区立特別養護老人ホーム中目黒 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘 目黒区立特別養護老人ホーム東山		
母子生活支援施設の経営	目黒区みどりハイム		
第二種社会福祉事業			
老人デイサービスセンターの経営	目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター 目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター		
老人短期入所事業の経営	目黒区立特別養護老人ホーム中目黒 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘 目黒区立特別養護老人ホーム東山		
老人介護支援センターの経営	目黒区立東が丘在宅介護支援センター 目黒区立東山在宅介護支援センター		
障害福祉サービス事業の経営	目黒区立かみよん工房 目黒区立大橋えのき園 目黒区心身障害者センターあいアイ館		
地域活動支援センターの経営	目黒区心身障害者センターあいアイ館		
身体障害者福祉センターの経営	目黒区心身障害者センターあいアイ館		
特定相談支援事業の経営	目黒区心身障害者センターあいアイ館		
公益事業			
地域包括支援センターの経営	目黒区東部包括支援センター 目黒区西部包括支援センター 目黒区中央包括支援センター		
居宅介護支援事業	目黒区立東が丘在宅介護支援センター 目黒区立東山在宅介護支援センター		

平成 年 月 日

入所に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<事業者> 住 所 東京都目黒区東が丘1丁目6番4号
名 称 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
目黒区立特別養護老人ホーム東が丘
施設長 中 島 政 文 印

(説明者) 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘
生活相談員 中村 秀之 佐野 貴子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から施設についての重要事項の説明を受け、同意いたしました。

<利用者> 住所
氏名 印

(代理人)
住所
氏名 印
(利用者との続柄：)

平成27年8月1日

特別養護老人ホーム東が丘 利用料金表

利用料金表の自己負担額等はあくまで概算ですので、利用料請求書の額と一致するものではありません。

1 基本利用料 (多床室・従来型個室利用)

介護度区分	利用料金	自己負担額 (日額)		自己負担額 (月額[30日])	
		1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要介護1	5,962円	597円	1,194円	17,910円	35,820円
要介護2	6,692円	670円	1,340円	20,100円	40,200円
要介護3	7,433円	744円	1,488円	22,320円	44,640円
要介護4	8,164円	817円	1,634円	24,510円	49,020円
要介護5	8,872円	888円	1,776円	26,640円	53,280円

*平成12年3月31日以前から利用の場合

介護度区分	利用料金	自己負担額 (日額)		自己負担額 (月額[30日])	
		1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要介護1	5,962円	597円	1,194円	17,910円	35,820円
要介護2・3	7,117円	712円	1,424円	21,360円	42,720円
要介護4・5	8,512円	852円	1,704円	25,560円	51,120円

2 加算利用料

(1) 基本加算

利用者全員に自己負担があります。

加算内容	利用料 (日額)	自己負担額 (日額)		自己負担額 (月額[30日])	
		1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
精神科医療養指導加算	54円	6円	12円	180円	360円
日常生活継続支援加算	392円	40円	80円	1,200円	2,400円
看護体制加算(Ⅰ)	43円	5円	10円	150円	300円
看護体制加算(Ⅱ)	87円	9円	18円	270円	540円
夜勤職員配置加算	141円	15円	30円	450円	900円
個別機能訓練加算	130円	13円	26円	390円	780円
栄養マネジメント加算	152円	16円	32円	480円	960円
口腔衛生管理体制加算 (1ヶ月)	327円			33円	66円

認知症専門ケア加算Ⅰ※	(32円)	(4円)	(8円)	(120円)	(240円)
認知症専門ケア加算Ⅱ※	(43円)	(5円)	(10円)	(150円)	(300円)
1月の自己負担合計額				3,153円	6,306円

※認知症専門加算は現在のところ体制が整っていないので算定していません。

(2) 該当者加算

該当者加算分は入院等の該当理由が生じた場合に加算されます。

加算内容	利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1割負担	2割負担
入院外泊時加算	2,681円	269円	538円
入所時初期加算	327円	33円	66円
退所前訪問相談援助加算	5,014円	502円	1,004円
退所後訪問相談援助加算	5,014円	502円	1,004円
退所時相談援助加算	4,360円	436円	872円
退所前連携加算	5,450円	545円	1,090円
在宅復帰支援機能加算	109円	11円	22円
経口移行加算	305円	31円	62円
経口維持加算Ⅰ(1ヶ月)	4,360円	436円	872円
経口維持加算Ⅱ(1ヶ月)	1,090円	109円	218円
口腔衛生管理加算(1ヶ月)	1,199円	120円	240円
療養食加算	196円	20円	40円
看取り介護加算(1) (死亡日前4日以上30日以下)	1,569円	157円	314円
看取り介護加算(2) (死亡日前日及び前々日)	7,412円	742円	1,484円
看取り介護加算(3) (死亡日)	13,952円	1,396円	2,792円
在宅・入所相互利用加算	436円	44円	88円

(3) 介護職員処遇改善加算

全員に自己負担があります。

介護度 区分	利用料 (日額)	自己負担額 (日額)		自己負担額 (月額[30日])	
		1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要介護1	403円	41円	82円	1,230円	2,460円
要介護2	446円	45円	90円	1,350円	2,700円
要介護3	490円	49円	98円	1,470円	2,940円
要介護4	534円	54円	108円	1,620円	3,240円
要介護5	577円	58円	116円	1,740円	3,480円

*平成12年3月31日以前から利用の場合

介護度 区分	利用料 (日額)	自己負担額 (日額)		自己負担額 (月額 [30日])	
		1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要介護1	403円	41円	82円	1,230円	2,460円
要介護2・3	479円	48円	96円	1,440円	2,880円
要介護4・5	555円	56円	112円	1,680円	3,360円

※処遇改善加算は基本利用料と基本加算の合計単位数の1000分の59に相当する単位数から算定しています。(該当者加算がある場合は加算されます)

3 食費 (食材費及び調理費相当額)。

	日額	月額30日
基準費用額	1,380円	41,400円
負担限度額3段階	650円	19,500円
負担限度額2段階	390円	11,700円
負担限度額1段階	300円	9,000円

※入院中の負担はありません。

4 居住費

	多床室(相部屋)		従来型個室	
	日額	月額30日	日額	月額30日
基準費用額	840円	25,200円	1,150円	34,500円
負担限度額3段階	370円	11,100円	820円	24,600円
負担限度額2段階			420円	12,600円
負担限度額1段階	0	0	320円	9,600円

※入院、外泊の場合でも入院外泊時加算徴収期間は負担していただきます。

※従来型個室入居者で感染症や精神症状等、医師の判断で利用する場合は多床室(相部屋)の居住費と同額で利用できます。

※平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、引き続き利用される場合で、過去1か月間にわたり、個室料を支払う対象となっていない方は、当分の間多床室(相部屋)の居住費と同額で利用できる経過措置があります。

5 負担軽減制度

食費および居住費については、所得の状況に応じて下表のとおり段階区分ごとの負担軽減制度があります。(負担軽減を受けるには、介護保険負担限度額認定を受ける必要があります。)

※介護保険負担限度額認定の段階区分ごと食費、居住費負担額表

段 階 区 分			1 日 当 り 居 住 費		1 日 当 り 食 費	
所 得 区 分			利 用 者 負 担 段 階	従 来 型 個 室	多 床 室 (相 部 屋)	
市 町 村 民 税	世 帯 非 課 税 者	合 計 所 得 金 額 と 課 税 年 金 収 入 額 の 合 計 が 80 万 円 超	第 3 段 階	820 円	370 円	650 円
		合 計 所 得 金 額 と 課 税 年 金 収 入 額 の 合 計 が 80 万 円 以 下	第 2 段 階	420 円	370 円	390 円
		老 齢 福 祉 年 金 受 給 者	第 1 段 階	320 円	0 円	300 円
生 活 保 護 受 給 者 等						

*認定要件

- ①住民税非課税世帯であること
- ②世帯分離をしている配偶者がいる場合（夫婦の内、1人が施設に入所している等の理由で住民票を別にしているなど）、その方も住民税非課税者であること
- ③預貯金などの額が、単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下 であること

6 利用料金自己負担額総額内訳表(月額 30 日)

*介護サービス費(基本利用料+基本加算+介護職員処遇改善加算)+食費+居住費

*該当者加算及び施設立替金は含まれていません

(1)多床室利用の場合

①要介護1

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	22,293 円	44,586 円	22,293 円	22,293 円	22,293 円
食費	41,400 円	41,400 円	19,500 円	11,700 円	9,000 円
居住費	25,200 円	25,200 円	11,100 円	11,100 円	0 円
合計	88,893円	111,186円	52,893円	45,093円	31,293円

②要介護2

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	24,603 円	49,206 円	24,603 円	24,603 円	24,603 円
食費	41,400 円	41,400 円	19,500 円	11,700 円	9,000 円
居住費	25,200 円	25,200 円	11,100 円	11,100 円	0 円
合計	91,203円	115,806円	55,203円	47,403円	33,603円

③要介護3

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	26,943 円	53,886 円	26,943 円	26,943 円	26,943 円
食費	41,400 円	41,400 円	19,500 円	11,700 円	9,000 円
居住費	25,200 円	25,200 円	11,100 円	11,100 円	0 円
合計	93,543円	120,486円	57,543円	49,743円	35,943円

④要介護4

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	29,283 円	58,566 円	29,283 円	29,283 円	29,283 円
食費	41,400 円	41,400 円	19,500 円	11,700 円	9,000 円
居住費	25,200 円	25,200 円	11,100 円	11,100 円	0 円
合計	95,883円	125,166円	59,883円	52,083円	38,283円

⑤要介護5

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	31,533 円	63,066 円	31,533 円	31,533 円	31,533 円
食費	41,400 円	41,400 円	19,500 円	11,700 円	9,000 円
居住費	25,200 円	25,200 円	11,100 円	11,100 円	0 円
合計	98,133円	129,666円	62,133円	54,333円	40,533円

(2) 多床室(平成12年3月31日以前から利用の場合)

①要介護1

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	22,293円	44,586円	22,293円	22,293円	22,293円
食費	41,400円	41,400円	19,500円	11,700円	9,000円
居住費	25,200円	25,200円	11,100円	11,100円	0円
合計	88,893円	111,186円	52,893円	45,093円	31,293円

②要介護2・3

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	25,953円	51,906円	25,953円	25,953円	25,953円
食費	41,400円	41,400円	19,500円	11,700円	9,000円
居住費	25,200円	25,200円	11,100円	11,100円	0円
合計	92,553円	118,506円	56,553円	48,753円	34,953円

③要介護4・5

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	30,393円	60,786円	30,393円	30,393円	30,393円
食費	41,400円	41,400円	19,500円	11,700円	9,000円
居住費	25,200円	25,200円	11,100円	11,100円	0円
合計	96,993円	127,386円	60,993円	53,193円	39,393円

(3) 従来型個室利用の場合

①要介護1

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	22,293円	44,586円	22,293円	22,293円	22,293円
食費	41,400円	41,400円	19,500円	11,700円	9,000円
居住費	34,500円	34,500円	24,600円	12,600円	9,600円
合計	98,193円	120,486円	66,393円	46,593円	40,893円

②要介護2

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	24,603円	49,206円	24,603円	24,603円	24,603円
食費	41,400円	41,400円	19,500円	11,700円	9,000円
居住費	34,500円	34,500円	24,600円	12,600円	9,600円
合計	100,503円	125,106円	68,703円	48,903円	43,203円

③要介護3

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			

介護サービス費	26,943 円	53,886 円	26,943 円	26,943 円	26,943 円
食費	41,400 円	41,400 円	19,500 円	11,700 円	9,000 円
居住費	34,500 円	34,500 円	24,600 円	12,600 円	9,600 円
合計	102,843円	129,786円	71,043円	51,243円	45,543円

④要介護4

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	29,283 円	58,566 円	29,283 円	29,283 円	29,283 円
食費	41,400 円	41,400 円	19,500 円	11,700 円	9,000 円
居住費	34,500 円	34,500 円	24,600 円	12,600 円	9,600 円
合計	105,183円	134,466円	73,383円	53,583円	47,883円

⑤要介護5

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	31,533 円	63,066 円	31,533 円	31,533 円	31,533 円
食費	41,400 円	41,400 円	19,500 円	11,700 円	9,000 円
居住費	34,500 円	34,500 円	24,600 円	12,600 円	9,600 円
合計	107,433円	138,966円	75,633円	55,833円	50,133円

(4)従来型個室(平成12年3月31日以前から利用の場合)

①要介護1

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	22,293 円	44,586 円	22,293 円	22,293 円	22,293 円
食費	41,400 円	41,400 円	19,500 円	11,700 円	9,000 円
居住費	34,500 円	34,500 円	24,600 円	12,600 円	9,600 円
合計	98,193円	120,486円	66,393円	46,593円	40,893円

②要介護2・3

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	25,953 円	51,906 円	25,953 円	25,953 円	25,953 円
食費	41,400 円	41,400 円	19,500 円	11,700 円	9,000 円
居住費	34,500 円	34,500 円	24,600 円	12,600 円	9,600 円
合計	101,853 円	127,806 円	70,053 円	50,253 円	44,553 円

③要介護4・5

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	30,393 円	60,786 円	30,393 円	30,393 円	30,393 円

食費	41,400 円	41,400 円	19,500 円	11,700 円	9,000 円
居住費	34,500 円	34,500 円	24,600 円	12,600 円	9,600 円
合計	106,293 円	136,686 円	74,493 円	54,693 円	48,993 円

(参考) 「高額介護サービス費」について

同じ月に利用した介護保険の居宅及び施設サービスの1か月の利用料(食費・居住費を除く)の合計が下表の基準額を越えたときに「高額介護サービス費」が支給されます。

所得区分	基準額
住民税課税世帯(現役並み所得者※)	世帯で 44,000 円
住民税課税世帯(一般)	世帯で 37,200 円
住民税非課税世帯	世帯で 24,600 円
・合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下 ・住民税非課税世帯で老齢年金の受給者	個人で 15,000 円
生活保護受給者など	個人で 15,000 円

※申請が必要です。

※「現役並み所得者」に該当する世帯とは、同一世帯内に、65 歳以上で課税所得が 145 万円以上の方がいる世帯です。ただし、同一世帯内の 65 歳以上の方の収入の合計額が単身世帯で 383 万円未満、2 人以上世帯で 520 万円未満の場合は、申請により、基準額が「一般」の基準額になります。